【ポイント】

- ●コロンボ,ガンパハ,プッタラム県及び北部州5県を対象とした外出禁止令の一時解除期間は本24日(木)午後2時まで延長(それ以外は昨日の領事メールから変更なし)。
- ●スリランカ航空局は、3月19日午前4時(現地時間)より実施している国内の全ての国際空港で商業旅客機の受け入れ業務停止を3月31日午後11時59分(現地時間)まで延長する旨発表。
- ●外出禁止令発令中、スリランカ政府は、県をまたがる国内の移動も止めるように呼びかけています。例外として空港へ移動は認められていますが、必ずパスポートと E チケットなど外出目的が分かる文書をいつでも提示できる状態にしておいてください。
- ●引き続き、手洗いなどの感染症対策に努め、当局が発表する最新情報の収集に努めてください。
- ●外出禁止令に伴い,今週は在スリランカ日本国大使館の業務も縮小しますので,電話が繋がりにくい等の支障が生じる可能性があります。

【本文】

- 1 コロンボ (Colombo), ガンパハ(Gampaha), プッタラム(Puttalam)県及び北部州 5 県 (Mannar, Vavuniya, Mullaitivu, Kilinochchi, Jaffna) を対象とした外出禁止令は, 本 2 4 日 (火) 午前 6 時に一旦解除されましたが, 同日午後 2 時に再度発令される旨発表がありました (当初の予定は本日午後 1 2 時に再発令)。それ以外は昨日の領事メールの案内から変更はありません。
- 2 また、スリランカ航空局は、3月19日(木)午前4時(現地時間)より実施していた国内の全ての国際空港で商業旅客機の受け入れ業務停止を3月31日午後11時59分(現地時間)まで延長する旨を発表しました。航空局の以下 HP によると、当地出発便や乗り継ぎ便については制限対象外とされています。ただし、今後の状況によっては変更される可能性もありますので、引き続き当局の発表などに注意するとともに、実際の運行状況については航空会社に確認してください。

【参考1】スリランカ航空局ホームページ

https://www.caa.lk/index.php?option=com_content&view=category&layout=blog&id=158<emid=1694

3

(1) 外出禁止令が発令されている期間中,スリランカ政府は,県をまたがる国内の移動も止めるように呼びかけています。例外として空港へ移動は認められていますが,必ずパスポートと E チケットなど外出目的が分かる文書をいつでも提示できる状態にしておいてください。

- (2) なお、空港に向かうためのタクシーなどが手配できない場合は、スリランカ政府は、最寄りの警察署に相談するよう案内しています。
- 4 当地の在留邦人の皆様及び現在、当地を訪問中の邦人の皆様におかれましては、引き続き人混みを避けることや手洗い・手指の消毒などの感染症対策をしてください。また、当局の発表などに注意し、正確な情報収集を行い、冷静な行動に努めてください。

【参考2】新型コロナウイルス感染症に備えて

https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html

【参考3】世界保健機構(WHO)

https://www.who.int/

【参考4】外務省海外安全ホームページ

https://www.anzen.mofa.go.jp/

5 外出禁止令に伴い、少なくとも今週中は在スリランカ日本国大使館業務も縮小され、電話などが繋がりにくい状態になりますので、同期間中は、緊急性の高い場合に限り、お問い合わせください。ご理解のほど、よろしくお願い致します。

○問い合わせ先

在スリランカ日本国大使館

電話:(国番号94) 11-269-3831

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は,以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete